

b)開設日時 毎週 曜日 時から 時

c)相談員

取り扱う苦情の範囲は次のとおりとする。

a)裁量労働制の運用に関する全般の事項

b)対象労働者に適用している人事評価制度、及びこれに対応する賃金制度等の処遇制度全般
相談者の秘密を厳守し、プライバシーの保護に努める。

(記録の保存)

第8条 第6条、第7条の規定をもとに講じた措置の内容を対象従業員毎に記録し、当該記録を本協定の有効期間中及び有効期間満了後3年間保存するものとする。

(有効期間)

第9条 本協定の有効期間は 年 月 日から 年 月 日までの3年間とする。

平成 年 月 日

株式会社

代表取締役社長

印

株式会社

労働組合

印